

対象研修及び必要書類

要件の「これに相当する知識の取得及び向上の取組」は、「1 対象研修」の(1)又は(2)の研修を受講させていることを指します。

1 対象研修

- (1) 厚生労働省「人材確保等支援助成金」の「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（「事業主経費助成」及び「事業主団体経費助成」）中の雇用管理研修の助成対象となった研修
- (2) 自治体等が実施する雇用管理研修で、上記研修の助成対象となる研修時間、研修テーマ及び講師の要件(※)を満たす研修

2 添付書類

(1) の研修を受講した方

○事業主経費助成の研修

次のいずれの書類も添付が必要

- ・ 支給決定通知書の写し
- ・ 受講者名簿及び助成金支給申請内訳書（同助成金様式）の写し

○事業主団体経費助成の研修

次のいずれの書類も添付が必要

- ・ 人材確保等支援助成金の助成対象となった雇用管理研修を受講したことを証明する団体発行の証明書
- ・ 開催案内文書の写し

(2) の研修を受講した方

受講したことがわかる受講修了証書等の写し

※

研修の助成対象となる研修時間、研修テーマ及び講師の要件

	要件
研修時間	1日3時間以上 かつ 合計6時間以上
研修受講者数	10人以上
研修テーマ	「1雇用管理総論、2募集・採用・配置、3教育訓練、4雇用契約・就業規則、5賃金管理、6労働時間管理、7安全管理・健康管理、8福利厚生、9社会保険、10下請構造、11 人間関係管理」の研修テーマのうち、研修時間が6時間以上12時間未満の場合2テーマ、研修時間が12時間以上の場合4テーマ以上取り入れていること
講師	研修のテーマに関し十分な知識および経験を有する者であること

※ 詳細は、人材確保等支援助成金「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)」(厚生労働省ホームページ)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)や福岡助成金センター(Tel:092-411-4701)で確認してください。